



同一労働同一賃金  
コンサルティング

福岡の中小企業も避けては通れない。

# 同一労働同一賃金 企業への導入サポートを ご案内します！

- ☑ そもそも同一労働同一賃金って何？という状態…
- ☑ 企業はどう対応すればよいのか分からない…
- ☑ 正社員とパートの待遇格差を具体的に説明できない…
- ☑ 会社の人事制度、賃金制度が明確になっていない…
- ☑ 賃金規程・就業規則が整備されていない…

20社  
限定！

## 2021年4月義務化！

### 正社員とパートの待遇格差を見直す。

2021年4月から中小企業にも「同一労働同一賃金」への対応が求められます。その対応には、正社員も含めた人事制度・賃金構成全体の明確化が不可欠です。対策せずに放置しておく、非正規労働者からの賠償請求リスクが高まります。

詳しくはHPを是非ご覧ください

<https://www.1968fsr.com/>



福岡社会保険労務士法人

〒812-0013  
福岡市博多区博多駅東2-6-26 安川産業ビル3F  
TEL 092(292)1906 FAX 092(292)1903

お気軽におかけください

TEL : 092-292-1906

(受付時間平日10:00~17:00)

詳細は  
裏面へ

# -コンサルティングのながれ-

## STEP1

### 活用方針の検討

理念や経営方針を踏まえ、非正規労働者の活用方針を検討します。



## STEP2

### 診断

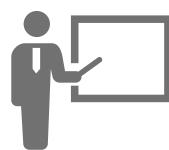
御社の現状の雇用形態、職務分析による均衡待遇・均等待遇の該当者等を確認のうえ待遇差の有無を診断し、問題点を明確にします。



## STEP3

### 改善策提案

格差是正策の検討・提案、改善後の人件費シミュレーション、格差是正策の採択決定等を行います。特に賃金等級制度・各種手当の設計、賞与算出方式、人事評価の反映方法など、具体的な制度設計を行います。



## STEP4

### 規程改定サポート

就業規則・賃金規程・労働条件通知書等の改定、賃金説明用資料の作成のサポートを行います。



## お客様の声・サポート事例

福岡県福岡市 従業員39名(内パート29名) 飲食業 (3店舗経営)

社員とパートの業務がほとんど同じで、パートの時給を上げなきゃいけなかったらどうしよう・・・と困っていました。コンサルに入っただけ時間をかけて丁寧に職務分析や手当の定義づけをしてもらったので、すごく分かりやすくなりました。説明資料も作っていただいたので大変助かりました。



お申し込みはコチラ！

**20**社様  
限定！

コンサルティング期間：6ヶ月

報酬：月額 **20**万円(税別)



福岡社会保険労務士法人

〒812-0013  
福岡市博多区博多駅東2-6-26 安川産業ビル3F  
TEL 092(292)1906 FAX 092(292)1903

お気軽におかけください

TEL : **092-292-1906**  
(受付時間平日10:00~17:00)